

継続

原議保存期間	5年(平成36年3月31日まで)
有効期間	一種(平成36年3月31日まで)

警視庁警備部長
警視庁公安部長 殿
警視庁生活安全部長
各道府県警察(方面)本部長
(参考送付先)
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁備発第144号、丁備企発第127号
丁保発第71号
平成31年3月29日
警察庁警備局警備課長
警察庁警備局警備企画課長
警察庁生活安全局保安課長

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴う核物質防護秘密等に関する留意事項等について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成17年法律第44号。以下「改正法」という。)等の警察運営に係る改正の趣旨、概要及び留意事項については、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律等の施行について」(本年12月1日付け警察庁丙備発第424号等。以下「局長通達」という。)等により示達されたところであるが、特定核燃料物質の防護に関する秘密(以下「核物質防護秘密」という。)等に関する改正の趣旨、内容及び留意事項は下記のとおりであるので、関係事務の運営に遺憾のないようにされたい。

なお、本通達における用語の意義は、それぞれ局長通達における当該用語の意義によるものとする。

おって、「核物質の輸送情報の取扱いについて」(平成10年8月24日付け警察庁丁備発第136号。以下「輸送情報通達」という。)は廃止するものとする。

記

第1 改正の趣旨

平成11年6月に改訂された国際原子力機関(IAEA)の「核物質防護に関する勧告」において、核物質に関する情報を保護するための措置を講ずべき旨(別添1)が各国に要求されていること等を踏まえ、改正法により核物質防護秘密漏えい罪が整備されるとともに、防護措置を定める関係省令において、核物質防護秘密等の管理に関する規定が整備されたものである。

第2 改正の内容

1 核物質防護秘密漏えい罪

(1) 秘密保持義務

ア 原子力事業者等(法第58条第1項に規定する原子力事業者等をいい、原子力事業者等から運搬を委託された者及び法第60条第1項に規定する受託貯蔵者を含む。以下同じ。)及びその従業者並びにこれらの者であった者は、正当な理由

がなく、業務上知ることのできた核物質防護秘密を漏らしてはならないこととされた。(法第68条の3第1項)

イ 国又は原子力事業者等から特定核燃料物質の防護に関する業務を委託された者(警備業者等)及びその従業者並びにこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託された業務に関して知ることのできた核物質防護秘密を漏らしてはならないこととされた。(同条第2項)

ウ 職務上、核物質防護秘密を知ることができた国の行政機関又は地方公共団体の職員及びこれらの職員であった者は、正当な理由がなく、その秘密を漏らしてはならないこととされた。(同条第3項)

(2) 罰則

ア (1)の規定に違反した者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとされた。(法第78条第31号)

イ アの規定は、日本国外においてアの罪を犯した者にも適用することとされた。(法第80条の5第2項)

(3) 施行期日

(1)及び(2)の規定は本年12月1日に施行された。

2 核物質防護秘密等の管理に関する防護措置

(1) 施設関係省令

ア 防護措置

特定核燃料物質の防護のために必要な措置に関する詳細な事項は、当該事項を知る必要があると認められる者以外の者に知られることのないよう管理することとされた。また、この場合において、次に掲げる核物質防護秘密については、秘密の範囲及び業務上知り得る者を指定し、管理の方法を定めることにより、その漏えいの防止を図ることとされた。

研究炉規則第14条の3第2項第12号、燃料規則第3条の3第2項第12号、製錬規則第6条の2第2項第15号、加工規則第7条の9第2項第15号、再処理規則第16条の3第2項第15号、実用炉規則第15条の3第2項第15号、管理規則第33条の2第2項第15号、開発炉規則第35条第2項第15号、受託規則第3条第2項第15号及び貯蔵規則第36条第2項第15号関係

(ア) 設計基礎脅威に関する事項

(イ) 特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置に関する詳細な事項

(ウ) 特定核燃料物質の防護のために必要な連絡に関する詳細な事項

(エ) 特定核燃料物質の防護のために必要な体制に関する詳細な事項

(オ) 見張人による巡視及び監視に関する詳細な事項

(カ) 緊急時対応計画に関する詳細な事項

(キ) 特定核燃料物質の防護のために必要な措置の評価に関する詳細な事項

(ク) 令第2条第1号イ(プルトニウム)、ロ(高濃縮ウラン)及びホ(ウラン233)に規定する特定核燃料物質(取扱いが容易な形態のものに限る。)の貯

蔵施設に関する詳細な事項

(ケ) 特定核燃料物質の工場又は事業所内の運搬に関する詳細な事項

イ 施行期日

- (ア) 文部科学省所管省令については、核物質防護規定に関する規定と併せ、本年 12月1日に施行された。ただし、既に核物質防護規定の認可を受けている者については、新たな申請に係る核物質防護規定の変更の認可があった旨又は認可をしない旨の通知を受ける日までの間は、なお従前の例によることとされた。
- (イ) 経済産業省所管省令については、平成18年6月1日に施行されることとなった。

(2) 運搬関係省令

ア 防護措置

(ア) 特定核燃料物質の防護のために必要な措置に関する詳細な事項は、当該事項を知る必要があると認められる者以外の者に知られることがないよう管理しなければならないこととされた。また、この場合において、次に掲げる核物質防護秘密については、秘密の範囲及び業務上知り得る者を指定し、かつ、管理の方法を定めることにより、その漏えいの防止を図らなければならないこととされた。(運搬規則第17条の2第6項)

- a 設計基礎脅威に関する事項
- b 特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置に関する詳細な事項
- c 特定核燃料物質の防護のために必要な連絡に関する詳細な事項
- d 特定核燃料物質の防護のために必要な体制に関する詳細な事項
- e 見張人による監視に関する詳細な事項
- f 緊急時対応計画に関する詳細な事項
- g 特定核燃料物質の防護のために必要な措置の評価に関する詳細な事項
- h 運搬規則第2条第7号に規定する核燃料輸送物等のうち令第2条第1号イ、ロ及びホに掲げる特定核燃料物質(照射されたものを含む。)が収納されたものに関する詳細な事項
- i 核燃料輸送物等のうち令第2条に規定する防護対象特定核燃料物質が収納されているものの運搬に関する詳細な事項

(イ) 外運搬規則第13条の2の規定による特定核燃料物質を収納する容器への施錠、封印等の措置に関する詳細な事項は、当該事項を知る必要があると認められる者以外の者に知られることがないよう管理することとされた。(外運搬規則第13条の3)

イ 施行期日

- (ア) 運搬規則は、平成18年6月1日に施行されることとなった。
- (イ) 外運搬規則は、本年12月1日に施行された。

第3 留意事項

- 1 原子力事業者等の情報管理に対する適切な助言

原子力事業者等は、従前より、当該原子力事業者等の原子力施設に係る特定核燃料物質の防護のために必要な措置に関する詳細な事項について、当該事項を知る必要があると認められる者以外の者に知られることがないようにすることを義務付けられていた（改正前の研究炉規則第14条の3第2項第12号等）ところであるが、改正後においては、上記第2の2（1）のとおり、当該事項を知る必要があると認められる者以外の者に知られることがないように管理することとされたほか、設計基礎脅威に関する事項等の核物質防護秘密について、秘密の範囲及び業務上知り得る者を指定し、管理の方法を定めることにより、その漏えいの防止を図ることとされたところである。

また、原子力事業者等による特定核燃料物質の運搬に係るその防護のために必要な措置に関する詳細な事項については、何ら規制されておらず、輸送情報通達に添付の「核物質の輸送情報の取扱いについて」（平成9年8月22日付け科学技術庁原子力安全局核燃料規制課長通知）等により原子力事業者等及び関係地方公共団体に対し、その取扱いが通知されていたのみであったが、改正後においては、上記第2の2（2）のとおり、原子力施設に係るものと同様、当該事項を知る必要があると認められる者以外の者に知られることがないように管理することとされたほか、設計基礎脅威に関する事項等の核物質防護秘密については、秘密の範囲及び業務上知り得る者を指定し、管理の方法を定めることにより、その漏えいの防止を図ることとされたところである。

これらに伴い、文部科学省及び経済産業省は、原子力事業者等がこれらの事項に係る情報を適切に管理するため、核物質防護秘密の範囲（別添2）等を定めた情報管理要領の策定に関する指針等を原子力事業者等に通知したところであり、また、運搬に係るものに関し、文部科学省、経済産業省及び国土交通省は、その情報の取扱いに関する留意事項等（別添3）を原子力事業者等及び関係地方公共団体に通知したところである。

原子力事業者等にあつては、今後、これらを踏まえ、情報管理要領の策定、核物質防護規定の変更等、情報管理の徹底を図るための措置を講じていくこととなることから、都道府県警察にあつては、特定核燃料物質の防護のために必要な措置に関する詳細な事項が当該事項を知る必要があると認められる者以外の者に知られることのないよう、原子力事業者等に対し、その内容等について、必要な助言を行うこと。

なお、この場合において、警察に対する情報提供に支障を来すことのないよう、核物質防護規定に警察からの情報提供要求に対する協力に関する規定を盛り込むなど、必要な措置を講ずること。

2 保秘の徹底

職務上、核物質防護秘密を知ることができた警察職員及び警察職員であった者についても、正当な理由がなく、その秘密を漏らしてはならないこととされ、これに対する罰則規定が整備されたことをも踏まえ、引き続き、保秘の徹底を図ること。

3 核物質防護秘密漏えい罪の取締り

核物質防護秘密漏えい罪の取締りは、警備部門においてこれを行うこと。また、当然のことながら、警察は、具体的な事案に即して法と証拠に基づきその捜査を行うも

のであり、核物質防護秘密漏えい罪について一般的な解釈を示す立場にはないことから、上記1の助言に当たり、その旨留意すること。

【継続措置状況】

初回発出日：平成17年12月14日

(有効期間：平成31年3月31日)

※ 別添1～3については省略